

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学職員就業規則(平成16年海大達第85号。以下「職員就業規則」という。)第40条及び国立大学法人北海道大学船員就業規則(平成16年海大達第86号。以下「船員就業規則」という。)第41条の規定に基づき、国立大学法人北海道大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与支給の基準)

第2条 職員の給与支給の基準については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。第50条第3項第2号において「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、本学の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めるものとし、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び船員法(昭和22年法律第100号)の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当及び病院勤務職員等特別調整手当
- (2) 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、学位論文審査手当、夜間業務手当及びオンコール手当
- (3) 期末手当及び勤勉手当
- (4) 通勤手当
- (5) 寒冷地手当
- (6) 入試手当

(給与の支給日)

第4条 基本給及び前条第2項第1号に定める手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、同項第2号に定める手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは18日に支給する。

2 前条第2項第3号に定める手当は、6月30日及び12月10日(以下この項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

3 前条第2項第4号に定める手当は、第31条第9項に規定する支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。

4 前条第2項第5号に定める手当は、11月から翌年の3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。

5 前条第2項第6号に定める手当は、回数を単位として支給する業務にあつては当該入学試験が実施された日の属する月の翌月の第1項に規定する給与の支給日に、日数を単位として支給する業務にあつては当該業務に従事した日の翌月の同項に規定する給与の支給日に支給する。

(給与の支払)

第5条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労基法第24条に基づく協定及び船員法第53条に基づく労働協約並びにその他法令に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員から書面による申し出があつた場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁済は、給与には含まない。

(日割計算)

第6条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その月の現日数から国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号。以下「職員労働時間等規程」という。)第6条及び国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号。以下「船員労働時間等規程」という。)第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条及び船員労働時間等規程第14条の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

- 5 前4項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当及び病院勤務職員等特別調整手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第4条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき
- (2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

第8条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき
- (4) その他特に必要と認めたとき

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第22条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに特勤勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特勤勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を155で除して得た額とする。

- 2 第46条から第48条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに初任給調整手当、特勤勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、特勤勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当、病院勤務職員等特別調整手当及び寒冷地手当の月額の合計額を155で除して得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、第46条から第48条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当又は極地観測手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1月単位で支給されるものにあつては、その額を155で除した額とし、1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第10条 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び第46条から第48条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給)

第12条 基本給は、基本給表に定める職務の級及び号俸に対応する基本給月額により支給する。

- 2 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給

表に定めるものとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - イ 一般職基本給表(A)
 - ロ 一般職基本給表(B)
- (2) 海事職基本給表(別表第2)
 - イ 海事職基本給表(A)
 - ロ 海事職基本給表(B)
- (3) 教育職基本給表(別表第3)
- (4) 医療職基本給表(別表第4)
 - イ 医療職基本給表(A)
 - ロ 医療職基本給表(B)
- (5) 指定職基本給表(別表第5)
- (6) 特定職基本給表(別表第6)
- (7) URA職基本給表(別表第6の2)

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第14条 職員就業規則第12条及び船員就業規則第13条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

- 2 勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第15条 職員就業規則第13条及び船員就業規則第14条の規定により降任した職員については、下位の級に降格させることができる。

- 2 職員就業規則第14条の3第1項及び船員就業規則第15条の2第1項の規定により特命職に配置換えされた職員であって、次の表に掲げるものについては、下位の級に降格させる。

基本給表	職員
一般職基本給表(A)	職務の級7級以上の職員
海事職基本給表(A)	職務の級6級以上の職員
教育職基本給表	職務の級5級の職員
医療職基本給表(A)	職務の級7級以上の職員
医療職基本給表(B)	職務の級6級以上の職員
URA職基本給表	職務の級6級以上の職員

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(基本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員及び医療職基本給表(B)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員にあっては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 次に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳を超える職員(次号及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 57歳を超える職員(一般職基本給表(B)の適用を受ける職員に限る。)
- (3) 58歳を超える職員(職員就業規則第2条第2項及び船員就業規則第2条第4号に規定する職員(次項において「教員」という。))に限る。)
- (4) 一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員
- (5) 教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員
- (6) URA職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員
- 4 55歳を超え、58歳に満たない教員(前項第5号に掲げる者を除く。))に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号俸(海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員及び医療職基本給表(B)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員にあっては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合には、別に定める日に昇給を行うことがある。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第19条 削除

第3章 給与の特例等

(特命職に配置換えされた者等の給与)

- 第20条 職員就業規則第14条の3及び船員就業規則第15条の2の規定により特命職に配置換えされ、又は採用された職員についてのこの規程の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	基本給月額	基本給月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)
第25条第3項	調整基本額	調整基本額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)
第27条第3項	掲げる額	掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)

(休職者の給与)

- 第21条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この条において同じ。))により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第16条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償、船員法第91条第1項による傷病手当及び労災保険法第14条による休業補償給付(休業特別支援金を含む。))を受けたときは、これを控除した額)を支給する。
- 2 前項に規定する場合を除き、職員が職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第16条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾患にあっては、2年)に達するまでは、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「基本給等」という。))のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が刑事事件に関し起訴され、職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第16条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号若しくは第4号又は船員就業規則第16条第1項第3号若しくは第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の70以内(職員就業規則第15条第1項第3号又は船員就業規則第16条第1項第3号の規定による場合であって、当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
 - 5 職員が職員就業規則第15条第1項第5号、第7号若しくは第8号又は船員就業規則第16条第1項第5号若しくは第7号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与は支給しない。
 - 6 職員が職員就業規則第15条第1項第6号若しくは第9号又は船員就業規則第16条第1項第6号若しくは第8号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、前5項との均衡を考慮し、基本給等のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
 - 7 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めがない限り、第1項から第4項まで及び前項に定める

給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 8 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

(育児休業者等の給与)

第22条 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号。以下「育児・介護休業等規程」という。)第3条の規定による育児休業又は同規程第7条の2の規定による出生時育児休業(以下この条において「育児休業等」という。)を取得した職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業等をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第50条(期末手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員

ロ 第51条(勤勉手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業等をした期間に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、前条第8項の規定に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

- 2 育児・介護休業等規程第10条の規定による育児部分休業を取得した職員の給与については、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に育児部分休業により勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(育児短時間勤務職員の給与)

第22条の2 育児・介護休業等規程第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についてのこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第4項	代わる日)	代わる日)並びに国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号。以下「育児・介護休業等規程」という。)第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の勤務日以外の日(1週のうち5日間勤務する場合を除く。)
第9条第1項	155	155に育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条若しくは第15条第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た数
第9条第2項	特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当、病院勤務職員等特別調整手当及び寒冷地手当の月額合計額を155	特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当及び病院勤務職員等特別調整手当の月額合計額に、寒冷地手当の月額に算出率を乗じて得た額を加算した額を、155に算

		出率を乗じて得た数
第12条第1項(第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	により	に算出率を乗じて得た額により
第25条第3項(第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第27条第3項(第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	とする。この	に算出率を乗じて得た額とする。この
第31条第2項第2号	定める額	定める額(育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)
第46条第1項及び第3項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、所定の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第49条の5第2項、第49条の7第2項及び第49条の8第2項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第50条第2項	基本給、基本給の調整額	基本給及び基本給の調整額の月額を算出率で除して得た額
第51条第2項	基本給、基本給の調整額	基本給及び基本給の調整額の月額を算出率で除して得た額

(介護休業者等及び自己啓発休業者の給与)

第23条 育児・介護休業等規程第14条の規定による介護休業を取得した職員の給与については、第22条第1項各号の規定を準用する。この場合において、第22条第1項各号中「育児休業等」とあるのは「介護休業」と読み替えるものとする。

2 育児・介護休業等規程第20条の規定による介護部分休業を取得した職員の給与については、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に介護部分休業により勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

3 育児・介護休業等規程第27条の規定による自己啓発休業を取得した職員の給与については、第22条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第3号中「育児休業等」とあるのは「自己啓発休業」と読み替えるものとする。

(フレックスタイム制適用者の給与)

第23条の2 職員労働時間等規程第15条の3の規定によりフレックスタイム制が適用される職員についてのこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第46条第1項	所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員	労基法第32条の3に基づく労使協定に定める清算期間における総労働時間(以下この項及び次項において「総労働時間」という。)を超えて勤務した職員
第46条第1項及び第2項	所定の勤務時間以外の時間に勤務した	総労働時間を超えて勤務した

第47条第1項	所定の勤務時間以外の時間に	7時間45分を超えて
第47条第1項	当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に	当該休日に勤務した全時間のうち、7時間45分を超えて
第48条第1項	所定の勤務時間が深夜に割り振られた	深夜に勤務した
第48条第1項	深夜に勤務を命ぜられた	深夜に勤務した

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、職員労働時間等規程第18条及び船員労働時間等規程第16条に規定する休暇による場合又は国立大学法人北海道大学職員兼業規程第6条第1号から第3号までの規定による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は職員就業規則第52条及び船員就業規則第54条の規定に基づく疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第25条 基本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により基本給の調整を行う職は、別表第7の勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員の基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる調整基本額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第26条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職(以下「管理職」という。)を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 管理職手当の月額、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額(育児短時間勤務職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条若しくは第15条第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数(以下「算出率」という。))を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

適用区分	支給額
I種	200,000円
II種	100,000円
III種	80,000円
IV種	65,000円
V種	60,000円
VI種	50,000円

- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、労基法第37条第4項に規定する深夜(午後10時から午前5時までの間)における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 管理職を占める職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

(初任給調整手当)

第27条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員(教育職基本給表の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額52,100円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項に掲げる職員以外の職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有するものには、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた

別表第9に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 4 初任給調整手当を支給されている職員が職員就業規則第15条第1項又は船員就業規則第16条第1項の規定による休職にされた場合における当該職員に対する別表第9の適用については、当該休職の期間(第21条の規定により給与の全額を支給される期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

第28条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(ただし、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員、海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員及びURA職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員にあっては3,500円、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上の職員にあっては支給しない。)
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(5) 重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第29条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
北海道	札幌市	100分の4
東京都	特別区	100分の20

- 3 6箇月を超えて第1項による地域手当を支給されている職員が、前項の表の支給割合欄に掲げる支給割合のより低い支給地域又は支給地域欄に掲げる地域以外に異動した場合は、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合をもって、前項の規定の例により得た月額を地域手当として支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に第2項の表の支給地域欄に掲げる地域以外に異動した場合における地域手当の支給については、別に定めるところによる。
- 4 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員、その他別に定める法人等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、前2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、地

域手当を支給する。

(広域異動手当)

第29条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)に伴う勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員、その他別に定める法人等の職員であつた者が、引き続き本学の職員となり、これに伴い勤務箇所に変更があつたもののその他前2項の規定による広域異動手当を支給する職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第30条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(同表各号のいずれにも該当する職員にあつては、同表各号に掲げる額の合計額)とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、国の機関又は他の国立大学法人等から有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。)	住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする	
	イ 月額27,000円以下 の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
(2) 第32条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある	前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

者を含む。次条及び第32条において同じ。)が居住するための住宅(本学、国の機関又は他の国立大学法人等から貸与されている有料宿舎を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認めたもの

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表の右欄に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,400円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,500円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	25,900円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員	38,700円
使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	42,200円
使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45,700円
使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49,200円
使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52,700円
使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56,200円
使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59,600円
使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63,000円
使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66,400円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員(普通交通機関等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)以外の交通機関等をいう。以下同じ。))を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。) 前2号に定める額

ロ 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前号に定める額(自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(ハにおいて「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に第5項第1号に定める額を加算した額)以上である職員(イに掲げる職員を除く。) 第1号に定める額

ハ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額(駐車場等利用職員にあつては、その額に第5項第1号に定める額を加算した額)未満である職員(イに掲げる職員を除く。) 前号に定める額

3 本学の勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第7項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに本学に採用となった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員、その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(以下この項、次項及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(第2項第3号ロに掲げる職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場の料金を相当する額として次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	手 当 額
(1) 一の駐車場等を利用する場合	駐車場等に係る通勤手当の月額、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする
	イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
	ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
	ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 別に定める額
(2) 二以上の駐車場等を利用する場合	それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 前項に規定する駐車場等は、その所在地及び利用形態が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 勤務箇所の周辺又は第2項第2号に定める額の算定の基礎となる経路若しくはこれに準ずる経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を利用するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でない

こと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは第28条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずる施設でないこと。

(4) 本学が職員の自動車等の駐車等の用に供する施設又はこれに準ずる施設でないこと。

7 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)及び第5項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から第5項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

(単身赴任手当)

第32条 本学の勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他これら職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km以上 300km未満	8,000円
300km以上 500km未満	16,000円
500km以上 700km未満	24,000円
700km以上 900km未満	32,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円
1,100km以上 1,300km未満	46,000円
1,300km以上 1,500km未満	52,000円
1,500km以上 2,000km未満	58,000円
2,000km以上 2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

3 本学への採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、本学に採用される直前の住居から採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他前2項の規定による単身赴任手当を支給する職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(高所作業手当)

第33条 高所作業手当は、次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額)とする。

作業の区分	手当額
(1) 北方生物圏フィールド科学センターに所属する職員が地上10メートル以上の樹木上で種子採取等の作業に従事したとき	220円(当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円)
(2) 施設部に所属する職員が地上15メートル以上の箇所で行われたときは、200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)	

ル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき	所で行われたときは、300円)
------------------------------	-----------------

(爆発物取扱等作業手当)

第34条 爆発物取扱等作業手当は、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が直接に高压ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、180円)とする。

(航空手当)

第35条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 試作又は改造の航空機用機器材の実験
- (2) 気象、地象又は水象の観測又は調査
- (3) 水路又は陸地の測量
- (4) 磁気探査又は核原料資源の調査
- (5) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験
- (6) 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査
- (7) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額とする。

職務の級	手当額
一般職基本給表(A)2級以上の級 教育職基本給表2級以上の級	1,900円
一般職基本給表(A)1級の級 教育職基本給表1級	1,200円

3 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によつて高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の第1項の手当額は、前項に定める手当額に、当該業務に従事した時間1時間につき前項に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。

4 第1項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、第2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につきそれぞれ870円(日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300円)を加算した額とする。

(種雄牛馬取扱手当)

第36条 種雄牛馬取扱手当は、北方生物圏フィールド科学センターに所属する職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、138円)とする。

(死体処理手当)

第37条 死体処理手当は、次の表に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当を、支給しない。

(1) 医学部及び歯学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている職員のうち一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき	3,200円
(2) 職員のうち一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき	1,000円

(防疫等作業手当)

第38条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認められる感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち教育職基本給表の適用を受ける職員以外の職員が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(放射線取扱手当)

第39条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合に限る。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき

(2) 前号のほか、職員が放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に規定する管理区域内において行う業務に従事したとき

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。
(異常圧力内作業手当)

第40条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。

(2) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。

(3) 職員が次の表に定める潜水船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

所属機関	潜水艦名
国立研究開発法人海洋研究開発機構	しんかい6500

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(2) 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

(3) 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合にあつては、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額)

職務の級等	手当額
一般職基本給表(A)4級以上の級 教育職基本給表3級以上の級	2,200円
一般職基本給表(A)3級及び2級 教育職基本給表2級	1,700円
一般職基本給表(A)1級 教育職基本給表1級	1,400円

(山上等作業手当)

第41条 山上等作業手当は、次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
(1) 職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として別表第10に指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき	410円
(2) 職員のうち一般職基本給表の適用を受ける職員が、勤務環境の劣悪な山上等の研究林として別表第11に指定するものにおいて、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき	260円

(夜間看護等手当)

第42条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。
- (2) 医療職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 勤務の区分に応じて次の表に定める額

勤務の区分	手当額
その勤務時間が深夜の全部を含む勤務	8,600円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,500円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,400円

(2) 前項第2号の業務 1,620円

- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第31条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合(当該通勤のため料金の一部又は全部を大学が負担するタクシー等を利用する場合を除く。)における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、職員の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140円

(極地観測手当)

- 第43条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する手当を支給されるときにあつては、この限りでない。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額)とする。

職務の級等	手当額
一般職基本給表(A)7級以上の級 海事職基本給表(A)6級以上の級 教育職基本給表5級	4,100円
一般職基本給表(A)6級、5級及び4級 海事職基本給表(A)5級及び4級 海事職基本給表(B)6級 教育職基本給表4級及び3級	3,100円
一般職基本給表(A)3級 海事職基本給表(A)3級 海事職基本給表(B)5級 教育職基本給表2級	2,400円
一般職基本給表(A)2級 海事職基本給表(A)2級 海事職基本給表(B)4級及び3級 教育職基本給表1級	2,000円
一般職基本給表(A)1級 海事職基本給表(A)1級 海事職基本給表(B)2級 海事職基本給表(B)1級	1,900円
	1,800円

(特地勤務手当)

- 第44条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として別表第12の施設名欄に掲げる施設

(以下「特地施設」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に、別表第12の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
2級地	100分の8
1級地	100分の4

(特地勤務手当に準ずる手当)

- 第45条 職員が施設を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する施設が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設又はその移転した施設が特地施設又はこれらに準ずると認めた別表第13に掲げる施設(以下「準特地施設」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は施設の移転の日から6年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 新たに本学に採用となった職員のうち、特地施設又は準特地施設に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員には、前項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 前2項の手当の月額、基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

期間等の区分	支給割合
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	2級地又は1級地 100分の5
	準特地施設 100分の4
異動の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間	100分の4
異動等の日から起算して5年に達した後	100分の2

(超過勤務手当)

- 第46条 職員労働時間等規程第10条第1項の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間が、次条の規定により休日給が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

- 3 船員労働時間等規程第5条の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、船員労働時間等規程第6条の規定に基づき、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の130(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の155)を超過勤務手当として支給する。

- 4 前項の規定にかかわらず、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間が、次条の規定により休日給が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間に対して、船員労働時間等規程第6条の規定に基づき、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

- 5 前各項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日給)

- 第47条 職員労働時間等規程第10条第1項及び船員労働時間等規程第5条の規定により、職員労働時間等規程第6条及び船員労働時間等規程第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条第1項及び船員労働時間等規程第14条第1項の規定により休日の振替を行った場合は、当該休日に代わる日)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(職員労働時間等規程第7条第1項及び船員労働時間等規程第14条第1項の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあっては、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間。)に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務した時間が、前条の規定により超過勤務手当が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、休日に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を休日給として支給する。
- 3 職員労働時間等規程第15条又は第15条の4の規定により変形労働時間制を適用される職員にあっては、職員労働時間等規程第15条第3項又は第15条の4第3項の規定により休日と指定した日を第1項の規定による休日とみなして適用し、休日給を支給する。
- 4 前条第5項の規定は、休日給について準用する。
(夜勤手当)

第48条 職員労働時間等規程第15条の規定により変形労働時間制を適用される職員、職員労働時間等規程第15条の3の規定によりフレックスタイム制を適用される職員及び船員労働時間等規程第3条の規定を適用される職員のうち、所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、深夜に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命ぜられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日給が支給されることとなる場合を除く。)。

- 2 第46条第5項の規定は、夜勤手当について準用する。
(宿日直手当)

第49条 宿日直手当は、職員が職員労働時間等規程第12条の規定により次に掲げる宿直又は日直の勤務(以下この条において、「当直勤務」という。)を命じられた場合に支給する。

- (1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び施設内の監視を目的とする当直勤務
- (2) 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務
- (3) 北海道大学病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務

- 2 前項の手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

当直勤務の区分	手当額
前項第1号の当直勤務	4,700円
前項第2号の当直勤務	5,600円
前項第3号の当直勤務	13,000円

- 3 第1項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。
(学位論文審査手当)

第49条の2 学位論文審査手当は、北海道大学学位規程(昭和33年海大達第12号)第7条に規定する審査委員となった職員が、同規程第4条第1項に規定する申請に基づき学位論文の審査、試験及び試問等(次項において「審査等」という。)を行った場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、審査等を行った論文1件につき、主査にあっては24,000円、主査以外にあっては10,000円とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、学位論文審査手当を支給しない。

(夜間業務手当)

第49条の3 夜間業務手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員が、所定の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる救急医療又は医療技術の業務に従事した場合に支給する。

- (1) 麻酔科、救急科、救命救急センター、集中治療部、新生児集中治療室又は母体・胎児集中治療室に勤務する医師免許を有する職員
- (2) 薬剤部に勤務する薬剤師免許を有する職員
- (3) 検査・輸血部に勤務する臨床検査技師免許を有する職員
- (4) 放射線部に勤務する診療放射線技師免許を有する職員
- (5) ME機器管理センターに勤務する臨床工学技士免許を有する職員
- (6) 救命救急センターに勤務する救急救命士免許を有する職員

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、同項第1号の職員にあっては20,000円、同項第2号から第6号までの職員にあっては6,800円とする。

第49条の4 削除

(基礎クラス担任等手当)

第49条の5 基礎クラス担任等手当は、本学の第1年次の学生の修学指導等を行うために編成した基礎

クラスに置かれるクラス担任及びクラス副担任である職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 基礎クラス担任等手当の月額、クラス担任にあつては6,000円、クラス副担任にあつては3,000円とする。
- 3 クラス担任又はクラス副担任である職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の基礎クラス担任等手当は支給しない。(クロスアポイントメント手当)

第49条の6 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人北海道大学における教員のクロスアポイントメントの適用に関する規程(平成27年海大達第68号)によりクロスアポイントメントの適用を受ける職員であつて、本学及び他機関(同規程第2条第2号に規定する他機関をいう。次項において同じ。)が特に認めた者に対して支給する。

- 2 クロスアポイントメント手当の月額及び支給期間は、本学と他機関との協議により決定する。ただし、手当の月額は、前項に規定する職員が、当該他機関にクロスアポイントメントの適用を受けずに採用されたと仮定した場合に受けることとなる給与額に相当する額に当該他機関における勤務割合を乗じて得た額と、当該職員がクロスアポイントメントの適用を受けない場合に本学から受けることとなる給与額に相当する額に当該他機関における勤務割合を乗じて得た額との差額を超えないものとする。
(特別拠点手当)

第49条の7 特別拠点手当は、総合イノベーション創発機構化学反応創成研究拠点に勤務する職員のうち、別に定める者に支給する。

- 2 特別拠点手当の月額は、300,000円を超えない範囲で別に定める額とする。
- 3 第1項の規定により特別拠点手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の特別拠点手当は支給しない。

(病院勤務職員等特別調整手当)

第49条の8 病院勤務職員等特別調整手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 看護部に所属する職員(職員就業規則第2条第2項に規定する職員については、満40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。次号、第3号及び第6号において同じ。)
- (2) 医療技術部に所属する職員
- (3) 栄養士免許を必要とする業務を職務とする職員
- (4) 別に定める診療科で診療に従事する医師のうち、満40歳に達する日以後の最初の4月1日以後である職員就業規則第2条第2項に規定する職員
- (5) 前号に規定する診療科で診療に従事する医師のうち、前号に該当する者以外の職員
- (6) 前5号に掲げる職員以外の職員
- 2 病院勤務職員等特別調整手当の月額は、前項第1号から第3号までの職員にあつては17,000円、同項第4号の職員にあつては7,000円、同項第5号の職員にあつては16,200円、同項第6号の職員にあつては9,200円とする。
- 3 第1項の規定により病院勤務職員等特別調整手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の病院勤務職員等特別調整手当は支給しない。

(オンコール手当)

第49条の9 オンコール手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員が、緊急の診療、医療支援等の業務に備えるため、所定の勤務時間以外の時間に自宅等に待機することを命じられた場合に支給する。

- (1) 医師又は歯科医師
- (2) 医療技術部に所属する職員
- 2 前項の手当の額は、同項の規定による待機1回につき、同項第1号の職員にあつては5,000円、同項第2号の職員にあつては3,000円とする。
- 3 第1項の規定による待機は、第46条から第48条までの勤務には含まれないものとする。
(期末手当)

第50条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対して、各基準日ごとに支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条及び船員就業規則第23条に該当して解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に規定する者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき基本給、基本給の調整額、扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に、次の表(1)に定める職員にあっては、基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(次条第2項において「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定による休職にされている者(第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。))を除く。)にあっては、その額に基本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(次条第2項において「管理職加算額」という。)を加算した額を加算した額を基礎として、100分の126.25(次の表(2)に定める職員(海事職基本給表(A)においてⅢ種である職員を除く。次条第2項において「特定管理職員」という。))にあっては100分の106.25、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては100分の67.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

基本給表	職員	加算割合
一般職基本給表(A)	職務の級8級以上の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
一般職基本給表(B)	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級の職員及び3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
海事職基本給表(A)	職務の級7級の職員	100分の20
	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
海事職基本給表(B)	職務の級6級の職員	100分の10
	職務の級5級及び4級の職員	100分の5
教育職基本給表	職務の級5級の職員	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	職務の級2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職基本給表(A)	職務の級6級以上の職員	100分の15
	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の職員並びに2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職基本給表(B)	職務の級6級以上の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員及び2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
指定職基本給表		100分の20
特定職基本給表		100分の20

URA職基本給表	職務の級7級の職員	100分の20
	職務の級6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員	100分の5

表(2)

基本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職基本給表(A)	I 種	7級以上	100分の25
	II 種		100分の15
海事職基本給表(A)	II 種	6級以上	100分の15
	III 種(別に定める職員に限る。)		100分の10
教育職基本給表	I 種	5級	100分の15
医療職基本給表(B)	II 種	6級以上	100分の15
指定職基本給表			100分の25
特定職基本給表			100分の25
URA職基本給表	II 種	6級及び7級	100分の15

表(3)

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に次に掲げる者である場合

- イ 無給休職者(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- ロ 刑事休職者(職員就業規則第15条第1項第2号及び船員就業規則第16条第1項第2号(イに掲げる者を除く。))の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- ハ 出勤停止者、停職者(職員就業規則第44条第3号及び船員就業規則第45条第3号に規定する出勤停止にされている職員並びに職員就業規則第44条第4号及び船員就業規則第45条第4号に規定する停職にされている職員をいう。)
- ニ 育児・介護休業等規程第3条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員以外の職員
- ホ 育児・介護休業等規程第7条の2の規定により出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員以外の職員
- ヘ 育児・介護休業等規程第14条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員以外の職員
- ト 育児・介護休業等規程第27条の規定により自己啓発休業をしている職員

(2) 基準日1箇月以内に退職し、又は解雇され、かつ、次に掲げる者である場合

- イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった者
- ロ その退職し、又は解雇された日後基準日までの間において給与法の適用を受ける職員となった者
- ハ その退職し、又は解雇された日後基準日までの間において他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし、又は一時差止とする。
(勤勉手当)

第51条 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、各基準日ごとに支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条及び船員就業規則第23条に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号で定める職員を除く。))についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき基本給、基本給の

調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額(前条の表(2)に定める職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「指定職等職員基礎額」という。))に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の106.25(特定管理職員にあっては100分の126.25、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては指定職等職員基礎額に100分の107.5)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項(第1号ロを除く。)及び第4項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第3項第1号イ中「無給休職者(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)」とあるのは「休職者(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定による休職にされている職員(第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。)をいう。)」と、同号ニ、ホ及びヘ中「勤務した期間(これに相当する期間を含む。)」とあるのは「勤務した期間」と読み替えるものとする。

第52条 削除 (寒冷地手当)

第53条 職員のうち、11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において別表第14に掲げる支給地域に在勤する職員(以下「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、別表第15に掲げる寒冷地の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる月額とする。
- 3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 第21条第2項、第4項(給与の全額の支給を受ける職員を除く。)又は第6項(給与の全額の支給を受ける職員を除く。)の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の基本給の支給について用いられた同条第2項、第4項又は第6項の規定による割合を乗じて得た額
 - (2) 第24条第2項の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - (3) 職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第16条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員 零
 - (4) 職員就業規則第15条第1項又は船員就業規則第16条第1項の規定により休職にされている職員(第3号に掲げる職員を除く。)のうち、給与の支給を受けていない職員 零
 - (5) 職員就業規則第44条第3号又は船員就業規則第45条第3号に規定する出勤停止にされている職員若しくは職員就業規則第44条第4号又は船員就業規則第45条第4号に規定する停職にされている職員

員 零

- (6) 育児・介護休業等規程第3条の規定により育児休業をしている職員 零
- (7) 育児・介護休業等規程第7条の2の規定により出生時育児休業をしている職員 零
- (8) 育児・介護休業等規程第14条の規定により介護休業をしている職員 零
- (9) 育児・介護休業等規程第27条の規定により自己啓発休業をしている職員 零
- (10) 基準日から当該基準日の属する月の末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある職員(別表第15に規定する扶養親族のある職員に該当する職員を除く。) 零

4 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に該当する月の現日数から職員労働時間等規程第6条及び船員労働時間等規程第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条及び船員労働時間等規程第14条の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、前2項の規定による額を日割りによって計算して得た額とする。

- (1) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (2) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
- (3) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その他の同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (4) 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第21条第2項、第4項又は第6項の規定による割合が変更された場合

(入試手当)

第54条 入試手当は、別表第16に掲げる入試区分に応じ、職員が同表に掲げる担当の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第16に掲げる担当区分に応じて同表に掲げる手当額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、入試手当を支給しない。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第55条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(承継職員に係る基本給の決定)
- 2 この規程の施行日において、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定の適用を受けた職員(以下「承継職員」という。)に適用する基本給表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める俸給表に対応する右欄に定める基本給表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた俸給表	施行日に適用する基本給表
行政職俸給表(一)	一般職基本給表(A)
行政職俸給表(二)	一般職基本給表(B)
海事職俸給表(一)	海事職基本給表(A)
海事職俸給表(二)	海事職基本給表(B)
教育職俸給表(一)	教育職基本給表
医療職俸給表(二)	医療職基本給表(A)
医療職俸給表(三)	医療職基本給表(B)
指定職俸給表	指定職基本給表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる基本給表の職務の級(以下「新級」という。)は、承継職員が施行日の前日に受けていた俸給表の職務の級(以下「旧級」という。)と同じ級に決定するものとする。
- 4 前項により決定された新級の号俸又は新級における最高の号俸を超える基本給月額(以下「新号俸等」という。)は、旧級の号俸又は旧級における最高の号俸を超える俸給月額(以下「旧号俸等」という。)

いう。)と同じ号数又は同じ月額に決定するものとし、旧号俸等を受けていた期間は新号俸等を受ける期間に通算する。

- 5 施行日において、第14条から第17条までに定める異動をした承継職員の基本給は、前3項の規定を施行日の前日に適用されたものとみなして、当該異動に係る基本給を決定するものとする。

6 削除

(承継職員に係る諸手当の取扱)

- 7 施行日の前日における一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条(扶養手当)、第11条の9(住居手当)、第12条(通勤手当)及び第12条の2(単身赴任手当)に規定する手当に係る認定については、施行日において当該手当の支給要件に異動がない場合に限る、この規程による認定とみなす。

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第10条の3(初任給調整手当)に規定する手当の支給を受けていた職員については、施行日の前日までに当該手当を支給されていた期間を第27条に規定する手当が支給されていた期間とみなして、同条の規定により手当を支給するものとする。

- 9 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第13条の3(特地勤務手当に準ずる手当)に規定する手当の支給を受けていた職員については、施行日以前の官署を異にする異動が第45条の規定による施設を異にする異動に該当するものとみなして、同条の規定により手当を支給する。この場合において、施行日の前日までに給与法第13条の3の規定に基づいて手当が支給されていた期間は、第45条の規定による手当の支給済の期間とみなす。

(調整手当の異動保障に関する経過措置)

- 10 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の規定による調整手当(以下「異動保障」という。)の支給を受けていた職員については、第29条の規定にかかわらず、異動保障を受け日から3年を経過する日(その日が平成18年4月1日以後の日となる場合は、平成18年3月31日)までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額を調整手当として支給する。

(1) 施行日から平成17年3月31日まで 施行日の前日において受けていた異動保障の支給割合

(2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで 前号に定める支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(実施に関し必要な事項の経過措置)

- 11 この規程の実施にあたっては、第55条の規定により別に定めるほかは、当分の間、給与法の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成16年10月26日海大達第255号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年10月28日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)以前から引き続き改正前の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第14に掲げる支給地域に在勤する職員の寒冷地手当の額については、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、当該寒冷地手当の額については、改正後の職員給与規程第53条第4項の規定を準用する。

- (1) 平成16年11月から平成19年3月までの間にあっては、旧基準日において当該職員の在勤していた地域及び世帯等の区分に応じて改正前の職員給与規程第53条第2項に規定する額を5で除した額から次の表の左欄に掲げる月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額が、改正後の職員給与規程第53条第2項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該減じた額とする。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	10,000円

- (2) 平成19年11月から平成22年3月までの間にあっては、旧基準日において当該職員の在勤していた地域及び世帯等の区分に応じて改正前の職員給与規程第53条第2項に規定する額を5で除した額から10,000円を減じた額が、改正後の職員給与規程第53条第2項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額のほか、その差額に相当する額に次の表の左欄に掲げる月の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を寒冷地手当の額とする。

平成19年11月から平成20年3月まで	100分の75
平成20年11月から平成21年3月まで	100分の50
平成21年11月から平成22年3月まで	100分の25

3 国家公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合(退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。)において、前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて寒冷地手当を支給する。

4 旧基準日の翌日以後、各基準日までの間に寒冷地の区分又は世帯の区分等に変更が生じた場合には、国の制度との権衡上必要な措置を講じるものとする。

附 則(平成16年12月14日海大達第264号)

この規程は、平成16年12月14日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項第2号、同条同項第6号、第4条第5項、第49条の2及び第54条の規定は平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年2月14日海大達第11号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の第43条の規定は、平成17年2月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年7月1日海大達第197号)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。ただし、改正後の別表第14の規定は平成16年12月1日から、改正後の第3条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年11月29日海大達第234号)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、改正後の第50条の規定及び別表第7の規定は平成16年4月1日から、改正後の別表第16の規定は平成17年4月1日から適用し、改正後の別表第14の規定中、伊達市のうち旧有珠郡大滝村の区域に係る部分は平成18年3月1日から、虻田郡洞爺湖町のうち旧虻田郡虻田町の区域に係る部分は平成18年3月27日から、日高郡新ひだか町のうち旧静内郡静内町に係る部分は平成18年3月31日から施行する。

2 改正後の第52条の規定の平成17年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則(平成18年4月1日海大達第45号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第13の規定中、伊達市大滝区優徳町32に係る部分は平成18年3月1日から適用し、改正後の別表第12の規定中、日高郡新ひだか町静内御園111に係る部分は平成18年3月31日から適用する。

(級及び号俸の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1から別表第4までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号俸は、附則第4項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた職務の級、号俸又は職務の級における最高の号俸を超える基本給月額(この項において「旧号俸等」という。)及びその者が旧号俸等を受けていた期間(旧号俸等を受けていたとみなす期間を含む。)に応じ、別に定める。

3 切替日の前日において指定職基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、別に定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができるものとする。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額(国立大学法人北海道大学職員給与規程等の一部を改正する規程(平成21年海大達第179号)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人北海道大学職員給与規程附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。

(1) 適用される基本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.1

基本給表	職務の級	号俸
一般職(A)	1	1～56
	2	1～24

	3	1～8
一般職(B)	1	1～68
	2	1～32
海事職(A)	1	1～52
	2	1～32
	3	1～8
海事職(B)	1	1～64
	2	1～44
教育職	1	1～44
	2	1～32
	3	1～12
医療職(A)	1	1～52
	2	1～32
	3	1～16
	4	1～4
医療職(B)	1	1～56
	2	1～40
	3	1～16
	4	1～4
特定職		1

(2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 6 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員で、切替日以後に職務の級を異にして異動した職員の基本給については、その者が切替日前において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができるものとする。
- 8 切替日以降に新たに職員給与規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合(退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。)において、前3項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前3項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 9 前4項の規定による基本給を支給される職員に関する第50条第2項の適用については、第50条第2項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年海大達第45号)附則第5項から第8項までの規定による基本給の額との合計額」とする。
- (平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)
- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

(基本給の調整額に関する経過措置)

- 11 第25条に定める基本給の調整額において、同条第2項に定める職に従事する職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規程による改正後の第25条の規定による基本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に、当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条、第15条

第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に定められた1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に定められた1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額) (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を基本給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

12 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規程の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き第25条第2項に定める職に従事する職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以降に新たに第25条第2項に定める職に従事することとなった職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに第25条第2項に定める職に従事する職員となったとした場合に改正前の規程により同日にその者に適用されることとなる基本給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の第25条第3項を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員であった者が、引き続き本学に採用され、第25条第2項に定める職に従事することとなった職員 当該職員が施行日の前日に本学の職員であったものとみなして前項の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(施行に関し必要な事項)

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成18年9月22日海大達第159号)

この規程は、平成18年9月22日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程第49条の3の規定は、平成18年7月1日から適用する。

附 則(平成19年4月1日海大達第76号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(指定職基本給表に関する経過措置)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き任期を有する国立大学法人北海道大学組織規則(平成16年海大達第31号)第3章に規定する教育研究組織の長に係る改正前の別表第5の備考の適用については、当該任期の末日までの間は、改正後の別表第5の備考の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(管理職手当に関する経過措置)
- 3 施行日の前日から引き続き同一の管理又は監督の地位(この項において「管理職」という。)を占める職員でその者の受ける改正後の第26条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額(育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては当該経過措置基準額に、当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に定められた1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に定められた1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額)に達しないこととなる職員のうち、任期の定めのある管理職を占める職員にあっては当該管理職の任期の末日まで、任期の定めのない管理職を占める職員にあっては当該管理職を占めなくなるまでの間、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
- 4 前項に規定する経過措置基準額とは、施行日の前日において受けていた管理職手当の額をいう。
(地域手当に関する経過措置)
- 5 この規程による改正後の第29条第3項及び第4項の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第3項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)

- 6 この規程による改正後の第29条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則(平成19年11月1日海大達第257号)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成20年1月17日海大達第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年1月17日から施行する。ただし、改正後の第28条、別表第1から別表第4まで及び別表第8の規定は平成19年4月1日から、改正後の第51条及び第52条の規定は平成19年12月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸の調整)
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸の調整は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。次項において「給与法」という。)の適用を受ける者の例によるものとする。
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができるものとする。
(平成19年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 4 改正後の第51条の規定の平成19年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5」とし、「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」とする。
(給与の内払)
- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。
附 則(平成20年4月1日海大達第45号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成21年4月1日海大達第65号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第7の規定は平成20年7月1日から、改正後の第49条の2の規定は平成20年12月22日から適用する。
附 則(平成21年6月1日海大達第139号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
(平成21年6月期に支給する期末手当に関する取扱い)
- 2 改正後の第50条の規定の平成21年6月1日における適用については、同条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。
(平成21年6月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の第51条の規定の平成21年6月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。
附 則(平成21年7月1日海大達第146号)
この規程は、平成21年7月1日から施行する。
附 則(平成21年12月1日海大達第179号)
(施行期日)
- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月期に支給する期末手当に関する取扱い)
- 2 第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(次項において「改正後の職員給

与規程」という。)第50条の規定の平成21年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」とする。

(平成21年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成21年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

附 則(平成22年3月29日海大達第32号)

この規程中第1条の規定は平成22年3月29日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年10月1日海大達第257号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月1日海大達第309号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定による国立大学法人北海道大学職員給与規程第46条及び第47条の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月期に支給する期末手当に関する取扱い)

- 2 第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第50条の規定の平成22年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

(平成22年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成22年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

- 4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成22年12月1日における適用については、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第12項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは国立大学法人北海道大学職員給与規程等の一部を改正する規程(平成22年海大達第309号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 6 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 7 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(次項において「育児短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第3項の規定による承認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号)第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号)第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(国立大学法人北海道大学職員給与規程附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 8 育児短時間勤務職員に対する改正後の職員給与規程附則第12項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の基本給月額」とあるのは、「号俸の基本給月額に国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第3項の規定による承認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休

憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号)第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号)第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額(」と、「同項の規定の」とあるのは「第24条第2項の規定の」と、「当該最低の号俸の基本給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額(」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額(」と、同項第4号及び第5号中「基本給月額」とあるのは「基本給月額を算出率で除して得た額」と、「基本給月額に」とあるのは「基本給月額を算出率で除して得た額に」と、「基本給月額減額基礎額」とあるのは「基本給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」と、「基本給月額減額基礎額に」とあるのは「基本給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

- 9 改正後の職員給与規程附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第22条第2項の規定の適用については、同項中「第9条第1項」とあるのは「附則第17項」とする。

附 則(平成23年4月1日海大達第75号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(単身赴任手当に関する特例措置)
- 2 改正後の第32条第3項の規定は、この規程の施行の日の前日までに本学に採用された職員についても適用する。

附 則(平成24年4月1日海大達第38号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日海大達第82号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
(平成24年6月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日(以下この項において「基準日」という。)において36歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの(以下この項、次項及び第4項において「除外職員」という。))を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この項、次項及び第4項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要がある職員の平成24年6月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(基準日において30歳に満たない職員のうち、調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、調整考慮事項及び平成24年6月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

- 4 平成26年4月1日において45歳未満の職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、調整考慮事項並びに平成24年6月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 5 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第3項の規定による承認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号)第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号)第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則(平成25年5月15日海大達第86号)

この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月1日海大達第96号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日海大達第121号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日海大達第43号)

この規程は、平成26年3月25日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則(平成26年5月29日海大達第160号)

この規程は、平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年12月25日海大達第206号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。ただし、改正後の第31条、別表第1から別表第4まで、別表第6及び別表第8から別表第9までの規定は平成26年4月1日から、改正後の第51条及び附則第18項並びに附則第3項及び附則第4項の規定は平成26年12月1日から適用する。
(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

- 2 平成27年1月1日における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第4項	2号俸	1号俸

(平成26年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の第51条の規定の平成26年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」とする。
- 4 改正後の附則第18項の規定の平成26年12月1日における適用については、同項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則(平成27年4月1日海大達第74号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(基本給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに職員給与規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合(退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。)において、前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 5 前3項の規定による基本給を支給される職員に関する第50条第2項の適用については、同項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年海大達第24号)附則第2項から第4項までの規定による基本給の額との合計額」とする。
(地域手当に関する経過措置)
- 6 平成28年3月31日までの間における改正後の第29条の規定の適用については、同条第2項表中「100分の20」とあるのは、「100分の18.5」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)
- 7 平成27年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合(次項において「異動等」という。)における改正後の第29条の2の規定の適用については、同条第1項中、「100分の10」とあるのは「100分の6」と、「100分の5」とある

のは「100分の3」とする。

- 8 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に異動等をした場合における改正後の第29条の2の規定の適用については、同条第1項中、「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 9 平成28年3月31日までの間における改正後の第32条の規定の適用については、同条第2項中「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

- 11 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成27年法律第27号)附則第10条の規定による廃止前の独立行政法人財務・経営センターの職員であった者が、引き続き職員となった場合における国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年海大達第74号)附則第4項の適用については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年11月1日海大達第264号)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成28年2月23日海大達第15号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年2月23日から施行する。ただし、第1条中国立大学法人北海道大学職員給与規程第32条第2項の改正規定並びに第2条中国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第4項の改正規定及び同規程附則第11項を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第27条、別表第1から別表第6の2まで、別表第8及び別表第9の規定並びに第2条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第6項の規定は平成27年4月1日から、改正後の職員給与規程第51条及び附則第18項の規定並びに次項及び附則第4項の規定は平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成27年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とする。
- 4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成27年12月1日における適用については、同項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成29年1月1日海大達第9号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月7日海大達第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月7日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)第28条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の職員給与規程第27条、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2、別表第8及び別表第9の規定は平成28年4月1日から、改正後の職員給与規程第51条及び附則第18項並びにこの規程の附則第3項及び附則第4項の規定は平成28年12月1日から適用する。

(平成28年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成28年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

- 4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成28年12月1日における適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。
(扶養手当に関する経過措置)
- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	10,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円) 1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

- 6 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	6,500円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(施行に関し必要な事項)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成29年4月1日海大達第77号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月1日海大達第205号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日海大達第18号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月7日から施行する。ただし、第2条による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の規定及び附則第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き北海道大学職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第1条の規定による改正後の職員給与規程第27条、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2、別表第8及び別表第9の規定は平成29年4月1日から、附則第3項及び附則第4項の規定は平成29年12月1日から適用する。
(平成29年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 職員給与規程第51条の規定の平成29年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。
- 4 職員給与規程附則第18項の規定の平成29年12月1日における適用については、同項中「100分の

1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.725」と、「100分の85」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」とする。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 5 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成27年1月1日において第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(施行に関し必要な事項)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成31年2月5日海大達第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年2月5日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の規定は平成31年3月1日から、第3条による改正後の職員給与規程の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第1条の規定による改正後の職員給与規程第27条、第42条、第49条、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2、別表第8及び別表第9の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定による改正後の職員給与規程第51条及び次項の規定は平成30年12月1日から適用する。
- (平成30年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 第1条の規定による改正後の職員給与規程第51条の規定の平成30年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の92.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の120」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成31年4月1日海大達第70号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日海大達第151号)

この規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月1日海大達第164号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和2年3月10日海大達第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月10日から施行する。ただし、第30条の改正規定及び第4項の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2及び別表第8の規定は平成31年4月1日から、改正後の第51条及び次項の規定は令和元年12月1日から適用する。
- (令和元年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の第51条の規定の令和元年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 改正後の第30条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において改正前の第30条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の第30条の表の左欄に掲げる職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の第30条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

(施行に関し必要な事項)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(令和2年4月1日海大達第63号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月1日海大達第5号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日海大達第17号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日海大達第48号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日海大達第62号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日海大達第136号)

この規程は、令和4年9月13日から施行する。

附 則(令和4年10月1日海大達第149号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年2月13日海大達第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年2月13日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2及び別表第8の規定は令和4年4月1日から、改正後の第51条及び次項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の第51条の規定の令和4年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(令和5年4月1日海大達第53号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月13日海大達第144号)

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

附 則(令和6年2月5日海大達第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年2月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の第27条、別表第1から別表第6の2まで、別表第8及び別表第9の規定は令和5年4月1日から、改正後の第50条、第51条、次項及び第4項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(令和5年12月期に支給する期末手当に関する取扱い)

- 3 改正後の第50条の規定の令和5年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とする。

(令和5年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 4 改正後の第51条の規定の令和5年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(令和6年4月1日海大達第66号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月26日海大達第119号)

この規程は、令和6年6月26日から施行する。ただし、第42条第2項の改正規定は令和6年7月1日から施行し、改正後の第3条第2項、第6条第5項、第9条第2項、第22条2及び第49条の8の規定は令和6年6月1日から適用する。

附 則(令和7年1月1日海大達第2号)

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日海大達第58号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	3,000円(ただし、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上の職員、海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員及びURA職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員にあつては、支給しない。)
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(ただし、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員、海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員及びURA職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員にあつては3,500円、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上の職員にあつては支給しない。)
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(地域手当に関する経過措置)

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第29条の規定の適用については、同条第2項表中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

(号俸の切替え)

- 4 令和7年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)の前日において別表第1から別表第4まで及び別表第6の2の基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸に応じ、別に定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(施行に関し必要な事項)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(令和8年2月10日海大達第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年2月10日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の第27条、第31条、第44条、第45条、第49条、別表第1から別表第6の2まで及び別表第9の規定は令和7年4月1日から、改正後の第50条、第51条、第4項及び第5項の規定は令和7年12月1日から適用する。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 3 改正後の第45条第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年3月31日までの間に新たに本学に採用となった職員のうち、別表第12の中欄に掲げる施設又は別表第13の右欄に掲げる施設に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員についても適用する。

(令和7年12月期に支給する期末手当に関する取扱い)

- 4 改正後の第50条の規定の令和7年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

(令和7年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 5 改正後の第51条の規定の令和7年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の108.75」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(令和8年4月1日海大達第62号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年10月1日海大達第122号)

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

別表第1 一般職基本給表(第12条関係)

イ 一般職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				

52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700				
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900				
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200				
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500				
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800				
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000				
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300				
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600				
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800				
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000				
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300				
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600				
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800				
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000				
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300				
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600				
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800				
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000				
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300				
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600				
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800				
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000				
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300					
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600					
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800					
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000					
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300					
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600					
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800					
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000					
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300					
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600					
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800					
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000					
86	266, 200	305, 800	355, 700							
87	266, 500	306, 100	356, 100							
88	266, 800	306, 400	356, 500							
89	267, 100	306, 700	356, 700							
90	267, 400	307, 000	357, 100							
91	267, 700	307, 300	357, 500							
92	268, 000	307, 600	357, 900							
93	268, 300	307, 800	358, 100							
94		308, 000	358, 400							
95		308, 300	358, 800							
96		308, 700	359, 100							
97		308, 900	359, 400							
98		309, 200	359, 800							
99		309, 500	360, 200							
100		309, 900	360, 600							
101		310, 100	361, 100							
102		310, 400	361, 500							
103		310, 700	361, 900							
104		311, 000	362, 300							
105		311, 200	362, 800							
106		311, 500	363, 200							

107		311, 800	363, 500						
108		312, 100	363, 800						
109		312, 300	364, 200						
110		312, 600							
111		313, 000							
112		313, 300							
113		313, 500							
114		313, 700							
115		314, 000							
116		314, 400							
117		314, 600							
118		314, 800							
119		315, 100							
120		315, 400							
121		315, 700							
122		315, 900							
123		316, 200							
124		316, 500							
125		316, 800							

備考 この表は、国立大学法人北海道大学職員の職群分類に関する基準(以下「職群分類基準」という。)別表の職群欄に定める専門職(特定)及び一般職に属する職員に適用する。

ロ 一般職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300

53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		

108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める技能職に属する職員に適用する。

別表第2 海事職基本給表(第12条関係)

イ 海事職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600	532,600
2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400	533,700
3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200	534,800
4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000	535,800
5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800	536,800
6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500	537,400
7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200	538,200
8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800	539,000
9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200	539,700
10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400	540,200
11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600	540,800
12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600	541,400
13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500	542,000
14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500	
15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500	
16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400	
17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700	
18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600	
19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400	
20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300	
21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200	
22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100	
23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000	
24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900	
25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700	
26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400	
27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000	
28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600	
29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100	
30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600	
31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200	
32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800	
33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100	
34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600	
35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100	
36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600	
37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100	
38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700	
39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000	
40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600	
41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100	
42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700		
43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300		
44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900		
45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200		
46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800		
47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400		
48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000		
49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400		
50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700		
51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000		

52	299, 400	333, 300	381, 300	435, 500	467, 200		
53	299, 600	333, 600	381, 900	435, 800	467, 400		
54	299, 900	333, 900	382, 800	436, 300	467, 600		
55	300, 200	334, 200	383, 700	436, 800	467, 900		
56	300, 400	334, 400	384, 500	437, 300	468, 200		
57	300, 600	334, 600	384, 800	437, 900	468, 400		
58	300, 900	334, 900	385, 100	438, 500	468, 700		
59	301, 200	335, 200	385, 400	439, 000	469, 000		
60	301, 400	335, 400	385, 700	439, 500	469, 200		
61	301, 600	335, 600	386, 000	440, 100	469, 400		
62	301, 900	335, 900	386, 300	440, 600			
63	302, 200	336, 200	386, 600	441, 100			
64	302, 400	336, 400	386, 900	441, 600			
65	302, 600	336, 600	387, 100	442, 100			
66	302, 800	336, 900	387, 300	442, 700			
67	303, 000	337, 200	387, 600	443, 200			
68	303, 300	337, 400	387, 900	443, 800			
69	303, 600	337, 600	388, 200	444, 300			
70			388, 400	444, 800			
71			388, 700	445, 400			
72			389, 000	446, 000			
73			389, 300	446, 300			
74			389, 700	446, 900			
75			390, 100	447, 500			
76			390, 500	448, 000			
77			390, 900	448, 400			
78			391, 300	448, 900			
79			391, 800	449, 600			
80			392, 300	450, 300			
81			392, 700	450, 500			
82			393, 100				
83			393, 500				
84			393, 900				
85			394, 400				
86			394, 900				
87			395, 400				
88			395, 900				
89			396, 200				
90			396, 600				
91			396, 900				
92			397, 300				
93			397, 800				
94			398, 100				
95			398, 600				
96			399, 000				
97			399, 600				

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める海事職(教員)及び海事職(職員)に属する職員に適用する。

ロ 海事職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400	373,400
2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200	374,500
3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900	375,500
4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600	375,900
5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300
6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100
7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900
8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500
9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200
10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000
11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800
12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400
13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100
14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900
15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100	383,800
16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700
17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400
18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300
19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100
20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900
21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600
22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400
23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300
24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600	391,100
25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800	391,900
26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100	392,500
27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400	393,100
28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600	393,800
29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800	394,500
30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100	395,200
31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400	395,800
32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600	396,400
33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800	396,900
34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100	397,500
35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400	398,000
36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600	398,600
37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800	399,200
38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100	399,900
39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400	400,600
40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600	401,400
41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800	402,200
42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100	403,000
43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400	403,700
44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600	404,400
45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800	405,200
46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100	405,900
47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400	406,500
48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600	407,200
49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800	408,100
50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100	408,900
51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400	409,700
52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600	410,300

53	282, 200	304, 500	338, 400	350, 000	366, 800	410, 800
54	282, 700	304, 900	338, 700	350, 300	367, 100	411, 500
55	283, 200	305, 400	339, 000	350, 600	367, 400	412, 100
56	283, 700	305, 800	339, 200	350, 800	367, 600	412, 800
57	284, 200	306, 100	339, 500	351, 000	367, 800	413, 400
58	284, 700	306, 500	339, 800	351, 300	368, 100	413, 900
59	285, 200	306, 900	340, 100	351, 600	368, 400	414, 200
60	285, 600	307, 200	340, 300	351, 800	368, 600	414, 600
61	286, 000	307, 600	340, 500	352, 000	368, 800	415, 300
62	286, 300	308, 000	340, 800	352, 300	369, 100	
63	286, 600	308, 300	341, 100	352, 600	369, 400	
64	286, 800	308, 500	341, 300	352, 800	369, 600	
65	287, 000	308, 800	341, 500	353, 000	369, 800	
66	287, 300	309, 000	341, 800	353, 300	370, 100	
67	287, 600	309, 300	342, 100	353, 600	370, 400	
68	287, 800	309, 600	342, 300	353, 800	370, 600	
69	288, 000	309, 900	342, 500	354, 000	370, 800	
70	288, 300	310, 100	342, 800	354, 200	371, 100	
71	288, 500	310, 400	343, 100	354, 400	371, 400	
72	288, 700	310, 700	343, 300	354, 600	371, 600	
73	289, 000	311, 000	343, 500	355, 000	371, 800	
74		311, 300	343, 800	355, 200	372, 100	
75		311, 600	344, 100	355, 500	372, 400	
76		311, 800	344, 300	355, 800	372, 600	
77		312, 000	344, 500	356, 000	372, 800	
78		312, 300	344, 800	356, 300	373, 100	
79		312, 600	345, 100	356, 600	373, 400	
80		312, 800	345, 300	356, 800	373, 600	
81		313, 000	345, 500	357, 000	373, 800	
82		313, 300	345, 800	357, 300	374, 100	
83		313, 600	346, 000	357, 600	374, 400	
84		313, 800	346, 200	357, 800	374, 600	
85		314, 000	346, 500	358, 000	374, 800	
86		314, 300	346, 800	358, 300		
87		314, 600	347, 000	358, 600		
88		314, 800	347, 300	358, 800		
89		315, 000	347, 500	359, 000		
90		315, 200	347, 700	359, 200		
91		315, 500	348, 000	359, 500		
92		315, 800	348, 300	359, 700		
93		316, 000	348, 500	360, 000		
94		316, 300	348, 800	360, 300		
95		316, 600	349, 000	360, 600		
96		316, 800	349, 300	360, 800		
97		317, 000	349, 500	361, 000		
98		317, 200	349, 700	361, 300		
99		317, 400	349, 900	361, 600		
100		317, 700	350, 100	361, 800		
101		318, 000	350, 500	362, 000		
102		318, 300	350, 700	362, 400		
103		318, 500	350, 900	362, 600		
104		318, 700	351, 200	362, 800		
105		319, 000	351, 500	363, 000		
106			351, 700			
107			352, 000			

108		352,300		
109		352,500		

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める海事職(部員)に属する職員に適用する。

別表第3 教育職基本給表(第12条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,600	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,400	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,200	293,700	370,500	419,400	552,300
12	256,000	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,300	315,900	385,400	429,900	
22	270,600	318,300	386,600	431,000	
23	272,000	320,700	387,800	432,100	
24	273,300	322,900	388,900	433,200	
25	274,800	325,100	390,000	434,100	
26	276,400	327,100	391,300	435,200	
27	278,000	329,100	392,600	436,200	
28	279,600	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	
32	286,200	338,800	398,900	441,300	
33	288,000	340,600	400,100	442,300	
34	289,200	342,500	401,300	443,500	
35	290,400	344,400	402,500	444,600	
36	291,500	346,300	403,600	445,800	
37	292,500	348,000	404,600	446,500	
38	293,500	349,200	405,800	447,400	
39	294,600	350,300	406,900	448,300	
40	295,600	351,300	407,900	449,100	
41	296,400	351,800	409,000	449,900	
42	297,500	352,200	410,200	450,800	
43	298,600	352,600	411,300	451,600	
44	299,500	352,900	412,400	452,300	
45	300,100	353,400	413,300	453,000	
46	301,100	353,900	414,300	453,900	
47	301,900	354,400	415,300	454,800	
48	302,800	354,700	416,200	455,700	
49	303,800	355,000	417,400	456,600	
50	304,200	355,300	418,700	457,500	
51	304,700	355,600	420,100	458,500	
52	305,100	355,900	421,400	459,400	

53	305,600	356,300	422,200	460,400
54	306,100	356,600	423,200	461,400
55	306,400	357,000	424,200	462,300
56	306,700	357,300	425,300	463,300
57	307,100	357,600	426,200	464,200
58	307,500	358,000	426,900	465,100
59	308,000	358,300	427,700	466,000
60	308,300	358,700	428,400	467,000
61	308,600	359,000	429,100	467,800
62	308,900	359,300	429,900	468,200
63	309,200	359,700	430,700	468,800
64	309,600	360,000	431,300	469,400
65	310,000	360,300	431,900	470,100
66	310,300	360,700	432,400	470,800
67	310,700	361,000	432,800	471,100
68	311,000	361,400	433,200	471,700
69	311,400	361,800	433,500	472,100
70	311,700	362,100	433,800	472,500
71	312,100	362,500	434,100	472,800
72	312,500	362,900	434,500	473,100
73	312,800	363,200	434,800	473,400
74	313,100	363,600	435,100	473,600
75	313,500	364,000	435,500	474,000
76	313,800	364,400	435,900	474,300
77	314,200	364,700	436,200	474,600
78	314,500	365,100	436,500	474,900
79	314,900	365,500	436,900	475,200
80	315,200	366,000	437,200	475,500
81	315,500	366,500	437,500	475,800
82	315,800	367,100	437,900	476,300
83	316,100	367,800	438,200	476,600
84	316,400	368,400	438,500	476,900
85	316,700	369,000	438,800	477,200
86	317,100	369,600	439,100	
87	317,500	370,200	439,300	
88	317,900	370,800	439,600	
89	318,300	371,300	439,900	
90	318,600	371,700	440,200	
91	318,900	372,000	440,400	
92	319,300	372,400	440,700	
93	319,700	372,800	441,000	
94	320,100	373,200	441,300	
95	320,500	373,600	441,600	
96	320,900	374,000	441,900	
97	321,100	374,600	442,200	
98	321,500	375,100	442,500	
99	321,900	375,500	442,800	
100	322,300	376,000	443,100	
101	322,500	376,400	443,400	
102	322,900	376,900	443,700	
103	323,100	377,200	444,000	
104	323,600	377,500	444,300	
105	324,000	378,000	444,500	
106	324,300	378,400		
107	324,600	378,900		

108	324, 900	379, 400			
109	325, 100	379, 800			
110	325, 400	380, 300			
111	325, 700	380, 700			
112	326, 100	381, 100			
113	326, 400	381, 500			
114	326, 700	381, 900			
115	327, 000	382, 300			
116	327, 300	382, 700			
117	327, 600	383, 100			
118	328, 000	383, 500			
119	328, 400	383, 900			
120	328, 800	384, 300			
121	329, 000	384, 600			
122	329, 200	385, 000			
123	329, 400	385, 400			
124	329, 700	385, 700			
125	330, 000	386, 100			
126	330, 200	386, 600			
127	330, 500	387, 100			
128	330, 800	387, 500			
129	331, 100	387, 900			
130	331, 400	388, 400			
131	331, 700	388, 900			
132	331, 900	389, 400			
133	332, 100	389, 900			
134	332, 400	390, 400			
135	332, 700	390, 900			
136	332, 900	391, 400			
137	333, 200	391, 900			
138	333, 400	392, 400			
139	333, 700	392, 900			
140	334, 000	393, 400			
141	334, 300	393, 900			
142	334, 700				
143	335, 100				
144	335, 500				
145	335, 700				
146	336, 100				
147	336, 400				
148	336, 800				
149	337, 000				
150	337, 300				
151	337, 600				
152	338, 000				
153	338, 200				
154	338, 600				
155	339, 000				
156	339, 400				
157	339, 600				

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める教育職、専門職(学術)及び教務職に属する職員に適用する。

別表第4 医療職基本給表(第12条関係)

イ 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		

52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700		
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900		
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800			
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500			
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100			
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500			
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000			
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600			
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200			
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600			
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100			
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600			
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100			
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700			
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200			
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800			
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400			
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900			
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400			
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800			
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200			
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500			
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000			
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400			
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800			
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200			
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700				
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900				
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200				
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700				
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000				
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300				
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600				
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000				
86		303, 000	341, 100	362, 300				
87		303, 200	341, 400	362, 600				
88		303, 400	341, 700	362, 900				
89		303, 800	342, 000	363, 300				
90		304, 000	342, 200	363, 600				
91		304, 200	342, 600	363, 800				
92		304, 400	342, 900	364, 100				
93		304, 800	343, 100	364, 400				
94		305, 000	343, 400	364, 800				
95		305, 200	343, 700	365, 200				
96		305, 500	343, 900	365, 600				
97		305, 800	344, 100	366, 100				
98		306, 000	344, 400	366, 500				
99		306, 200	344, 700	366, 900				
100		306, 500	344, 900	367, 300				
101		306, 800	345, 100	367, 800				
102		307, 000	345, 300					
103		307, 200	345, 700					
104		307, 500	345, 900					
105		307, 800	346, 100					
106			346, 400					

107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める医療職に属する職員に適用する。

ロ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	

53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400		
93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		

108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			
110	306, 500	337, 800	372, 400				
111	306, 700	338, 100	372, 900				
112	307, 000	338, 400	373, 300				
113	307, 300	338, 700	373, 700				
114	307, 500	339, 100	374, 100				
115	307, 800	339, 400	374, 600				
116	308, 000	339, 700	375, 100				
117	308, 300	339, 900	375, 500				
118	308, 500	340, 200	376, 000				
119	308, 800	340, 500	376, 500				
120	309, 100	340, 700	377, 000				
121	309, 400	340, 900	377, 300				
122	309, 700	341, 200					
123	310, 000	341, 500					
124	310, 300	341, 800					
125	310, 500	342, 000					
126	310, 700	342, 300					
127	311, 000	342, 600					
128	311, 400	342, 800					
129	311, 600	343, 000					
130	311, 900	343, 200					
131	312, 200	343, 500					
132	312, 600	343, 700					
133	312, 800	344, 000					
134	313, 100	344, 400					
135	313, 400	344, 800					
136	313, 700	345, 200					
137	313, 900	345, 500					
138	314, 200	345, 900					
139	314, 500	346, 300					
140	314, 800	346, 700					
141	315, 000	347, 000					
142	315, 300	347, 400					
143	315, 700	347, 700					
144	316, 000	348, 100					
145	316, 200	348, 400					
146	316, 400	348, 800					
147	316, 700	349, 200					
148	317, 000	349, 600					
149	317, 200	349, 900					
150	317, 400	350, 300					
151	317, 700	350, 700					
152	318, 000	351, 100					
153	318, 400	351, 400					
154	318, 600						
155	318, 800						
156	319, 100						
157	319, 400						
158	319, 700						
159	320, 000						
160	320, 300						
161	320, 700						
162	321, 000						

163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める看護職に属する職員に適用する。

別表第5 指定職基本給表(第12条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	736,000
2	794,000
3	852,000
4	933,000

備考 この表は、ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞、日本芸術院賞の受賞者又はこれらの賞に相当する賞の受賞者であつて、別に総長が指定する者に適用する。

別表第6 特定職基本給表(第12条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	710,000
7	765,000
8	829,000
9	893,000

備考 この表は、別に総長が指定する特定の職員に適用する。

別表第6の2 URA職基本給表(第12条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		

53	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	305,800	355,700			
87	306,100	356,100			
88	306,400	356,500			
89	306,700	356,700			
90	307,000	357,100			
91	307,300	357,500			
92	307,600	357,900			
93	307,800	358,100			
94	308,000	358,400			
95	308,300	358,800			
96	308,700	359,100			
97	308,900	359,400			
98	309,200	359,800			
99	309,500	360,200			
100	309,900	360,600			
101	310,100	361,100			
102	310,400	361,500			
103	310,700	361,900			
104	311,000	362,300			
105	311,200	362,800			
106	311,500	363,200			
107	311,800	363,500			

108	312, 100	363, 800					
109	312, 300	364, 200					
110	312, 600						
111	313, 000						
112	313, 300						
113	313, 500						
114	313, 700						
115	314, 000						
116	314, 400						
117	314, 600						
118	314, 800						
119	315, 100						
120	315, 400						
121	315, 700						
122	315, 900						
123	316, 200						
124	316, 500						
125	316, 800						

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定めるURA職に属する職員に適用する。

別表第7 適用区分表(第25条関係)

勤務箇所	職員	調整数
1 大学院の研究科及び学院	(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院の研究科又は学院において、講義、演習、実験・実習を合わせて2単位以上担当するもの又は主任として学生に対する研究指導を担当するもの	2
	(2) 大学院の研究科又は学院に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	1
2 専門職大学院	(1) 教授、准教授、講師、助教又は実務家教員で専門職大学院において、講義、演習、実習を合わせて2単位以上担当するもの又は学生に対する添削指導若しくは実務指導を担当するもの	2
	(2) 専門職大学院に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	1
3 医学研究院	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
4 医学研究院附属動物実験施設及び遺伝子病制御研究所附属動物実験施設	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(教員を除く。)	1
5 北海道大学病院	(1) 精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 精神病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	2
	(3) 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及び病理細菌技術者の助手	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及び診療放射線技術者の助手	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師、准看護師及び看護助手	1
	(8) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(9) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	2
6 水産学部附属練習船	(1) 練習船に乗り組み、実習生を直接教育する教員である船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、各長及び各次長	2
	(2) 練習船に乗り組む職員で海事職基本給表(B)の適用を受けるもの	
7 統合URA本部	経営支援業務に従事する職員でURA職基本給表の適用を受けるもの	2

別表第8 調整基本額表(第25条関係)

イ 一般職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円

7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 一般職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ハ 海事職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,600円
3級	10,600円
4級	12,200円
5級	12,800円
6級	14,100円
7級	15,200円

ニ 海事職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	7,800円
3級	9,200円
4級	9,500円
5級	9,900円
6級	10,800円

ホ 教育職基本給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

ヘ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ト 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

チ URA職基本給表

職務の級	調整基本額
1級	8,500円
2級	9,600円
3級	10,200円
4級	10,600円
5級	11,200円
6級	12,100円
7級	12,700円

別表第9(第27条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	52,100
1年以上2年未満	52,100
2年以上3年未満	52,100
3年以上4年未満	52,100
4年以上5年未満	52,100
5年以上6年未満	52,100
6年以上7年未満	50,300
7年以上8年未満	48,500
8年以上9年未満	46,700
9年以上10年未満	44,900
10年以上11年未満	43,100
11年以上12年未満	41,300
12年以上13年未満	39,500
13年以上14年未満	37,700
14年以上15年未満	36,300
15年以上16年未満	34,900
16年以上17年未満	33,500
17年以上18年未満	32,100
18年以上19年未満	30,700
19年以上20年未満	29,300
20年以上21年未満	27,900
21年以上22年未満	27,300
22年以上23年未満	26,700
23年以上24年未満	25,700
24年以上25年未満	25,100
25年以上26年未満	24,500
26年以上27年未満	23,900
27年以上28年未満	23,300
28年以上29年未満	22,500
29年以上30年未満	22,200
30年以上31年未満	21,800

31年以上32年未満	21, 200
32年以上33年未満	20, 300
33年以上34年未満	19, 400
34年以上35年未満	18, 700

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第10(第41条関係)

火山名	アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山、岩木山、八甲田山、十和田、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳、日光白根山、草津白根山、浅間山、新湯焼山、弥陀ヶ原、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山、富士山、箱根山、伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島、硫黄島、鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島
-----	--

第41条第1項第1号に規定する「勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所」として指定するのは、上の表に掲げる火山における山上の観測点の所在する場所のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道1,500メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道45分以上の地点に所在するもの
- (2) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができる最初の地点まで徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が2,000メートル以上であり、かつ、その所要時間が1時間以上の区間内に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの((1)に該当するものを除く。)
- (3) 地方公共団体等の公共機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内の所在するもの((1)及び(2)に該当するものを除く。)

別表第11(第41条関係)

研究林の名称	所在地
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部天塩研究林	北海道天塩郡幌延町字問寒別
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部中川研究林	北海道中川郡音威子府村 北海道中川郡中川町
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部雨竜研究林	北海道雨竜郡幌加内町
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部苫小牧研究林	北海道苫小牧市字高丘
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部檜山研究林	北海道檜山郡上ノ国町字小森
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部和歌山研究林	和歌山県東牟婁郡古座川町平井字成井谷

別表第12(第44条関係)

所在地	施設	級地区分
北海道 日高郡新ひだか町静内御園111	北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション静	1級地

		内研究牧場	
	雨竜郡幌加内町字母子里	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部雨龍研究林	1級地
和歌山県	東牟婁郡古座川町平井559	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部和歌山研究林	2級地

別表第13(第45条関係)

所在地		施設
北海道	中川郡音威子府村音威子府	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部中川研究林
	天塩郡幌延町字問寒別	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部天塩研究林

別表第14(第53条関係)

寒冷地の区分	支給地域
1級地	名寄市 天塩郡幌延町 中川郡音威子府村 雨竜郡幌加内町
2級地	札幌市 苫小牧市 厚岸郡厚岸町 余市郡余市町 有珠郡壮瞥町 虻田郡洞爺湖町 亀田郡七飯町
3級地	函館市 室蘭市 日高郡新ひだか町

別表第15(第53条関係)

寒冷地の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第14に掲げる支給地域に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給される職員(別表第14に掲げる支給地域に居住する扶養親族のある職員との権衡を考慮する職員を除く。)及びこれに準ずる職員を含まないものとする。			

別表第16(第54条関係)

入試区分	担当区分		手当額
大学入学共通テスト 個別学力検査等(前期 日程)	総務部門	責任者	1回当たり90,000円
		部員	1回当たり60,000円
	試験問題等点検部会	部員	1回当たり15,000円
個別学力検査等(後期 日程)	試験場部会	部員	1日当たり10,000円
	試験場本部	事務担当者	1日当たり10,000円
総合型選抜	試験監督	監督員A	1日当たり8,000円

私費外国人留学生入試 帰国生徒選抜		監督員B	1日当たり5,000円
	救急医療部会	部員	1日当たり10,000円
	出題部会	責任者	1回当たり60,000円
		責任者補佐	1回当たり45,000円
		教科・科目責任者A	1回当たり60,000円
		教科・科目責任者B	1回当たり23,000円
		部員A	1回当たり50,000円
		部員B	1回当たり17,000円
	採点部会	責任者	1回当たり45,000円
		責任者補佐	1回当たり40,000円
		教科・科目責任者	1日当たり13,000円
		部員	1日当たり10,000円
	面接	責任者	1日当たり13,000円
		面接員	1日当たり10,000円
	実施本部	部員	1日当たり8,000円
大学院入試 編入学試験 専攻科入試	入試業務従事者		1回当たり4,000円

備考

- 表に掲げる担当の定義は、国立大学法人北海道大学アドミッション本部規程(平成20年海大達第20号)及び表に掲げる入試区分ごとの実施要項等に定めるところによるものとし、当該要項等に定めのないものについては、次のとおりとする。
 - 試験問題等点検部会の部員とは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の試験問題の点検業務(予備問題(追試験を行う場合その他の場合に使用する問題をいう。第4号において同じ。))の点検業務を含む。)に従事する者をいう。
 - 試験監督監督員Aとは、各試験の全日にわたり業務に従事する者をいう。
 - 試験監督監督員Bとは、各試験の半日にわたり業務に従事する者をいう。
 - 出題部会の教科・科目責任者Aとは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の出題業務(予備問題の出題業務を含む。第6号において同じ。))に従事する者のうち、各教科・科目の責任者をいう。
 - 出題部会の教科・科目責任者Bとは、総合型選抜、私費外国人留学生入試及び帰国生徒選抜の出題業務に従事する者のうち、各教科・科目の責任者をいう。
 - 出題部会の部員Aとは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の出題業務に従事する者のうち、責任者、責任者補佐及び教科・科目責任者以外の者をいう。
 - 出題部会の部員Bとは、総合型選抜、私費外国人留学生入試及び帰国生徒選抜の出題業務等に従事する者のうち、責任者、責任者補佐及び教科・科目責任者以外の者をいう。
 - 総合型選抜のうち、国際総合入試の入試業務従事者については、別表第16の右欄に掲げる手当額にあつては「1日」とあるのは「1回」と読み替えるものとする。
 - 私費外国人留学生入試のうち、現代日本学プログラム課程及びインテグレイテッドサイエンスプログラムの入試業務従事者については、別表第16の右欄に掲げる手当額にあつては「1日」とあるのは「1回」と読み替えるものとする。
- 大学院入試、編入学試験及び専攻科入試における入試業務従事者については、各研究科等において定める出題部会部員、採点部会部員等の担当ごとにそれぞれ1回として手当額を算出するものとする。